

令和 6 年

熊野町農業委員会

議事録

第 1 1 回

熊野町農業委員会

## 令和6年第11回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年11月20日（水）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（10人）

委員	1番	近藤	秀樹
委員	2番	橋川	勝則
委員	3番	住川	由子
委員	4番	庄賀	深雪
委員	5番	福垣内	信行
委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄
委員	8番	菅尾	寛治
会長職務代理者	9番	木原	哲男
会長	10番	空田	忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稻垣	寿計
委員	荒滝	直洋

6. 議事録署名委員（2人）

委員	6番	中村	家隆
委員	7番	井尻	隆雄

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原	幸成
主査	内田	直人
主任	松田	修典

## 会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第11回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。6番 中村委員、7番 井尻委員を指名します。それでは議事日程に従って審議に入ります。事務局より議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第34号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせて頂きます。場所は呉地区の農地で、○○○○を○○○○から○○○○に向け進み○○○○から150メートル程進んだ先を左折した先にある田1筆で現況は畠となっております。譲渡人が相続により住宅と農地を取得されましたら居住地が別にあり耕作予定がない状況の中で、譲受人が住宅と農地を購入し新規就農を希望する申出があったものです。譲受人の方は耕作の経験はありませんが、既に耕作をされている方やインターネット等で情報を得て権利取得後は畠としてトマト・ナス・キュウリの作付けを予定されており耕作に意欲をもたれておられます。農地の立地として町道側に宅地があり宅地の奥に農地がある立地となっており、宅地と農地を一体的に売買をされています。周辺に影響を及ぼすこともないと見込まれるため、許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稻垣委員、お願ひします。
稻垣委員	11月12日に○○○○の農地の調査に事務局と行きました。現地は宅地裏の農地で元々は田でしたが、現在は畠として管理がされていました。住宅の売買にあたり、購入をされる方が農業をしたいという思いを持たれており、農業経験はありませんが今から勉強されるということであり、農地として継続して利用、管理をされるとのことですので、問題はないと思われます。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。

議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議ございませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第35号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第35号、非農地証明申請についてご説明をさせて頂きます。この審議の内容は、令和6年10月24日付で非農地証明申請書が提出されたことによるものでございます。場所は初神地区の農地で〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に向け100m程進んだ先を左折し、南側に90m程進んだ右手にある畠1筆であり現況は山林となっています。耕作者不在により耕作放棄地となり、その後荒廃化し現在は山林となっています。今後も耕作する予定がなく地目変更登記を行うために非農地申請書が提出されたものです。説明は以上でございます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	11月5日に事務局と現地を確認してきました。場所は事務局からの説明のとおり、〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇に100m程進んだ先を左折した先にある畠1筆です。現地は山林となっており長年にわたって耕作が行われておらず、機械を入れないと農地として利用ができない状況となっていたため本件については非農地として判断をして問題がないと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第35号「非農地証明申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第35号「非農地証明申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、10月に専決処分した届出書の受理について同規程第8条に基づき報告します。報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については議案15ページから21ページまでのとおり城之堀地区で2件ございました。以上が専決処分した届出書の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は12月20日（金）に開催予定です。議案につきましては12月10日（火）以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和6年第11回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。
	議長印
	署名委員印
	署名委員印